

■BCP 計画

○基本方針

- ・BCP (Business Continuity Plan) とは、災害発生時に行政自らも被災し、人、モノ、情報等利用できる資源に制約がある中で、災害時における応急対策業務に加え、通常業務においても中断ができない、または中断しても早期再開を必要とする業務をあらかじめ特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保についても定め、大規模災害が発生した場合においても適切に業務執行を行うこと目的とした計画です。
- ・市民、職員の安全を守るため、建物の耐震性能を高め、「山口市業務継続計画 (BCP)」に則り、災害発生時にも機能できるよう新本庁舎に必要な構造・設備・施設計画を行います。また、「山口市地域防災計画」等との整合性を図りつつ、リスク対策について検討します。
- ・「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく「災害応急対策活動に必要な官庁施設のうち特に重要な官庁施設」と同程度の耐震安全性を確保する、構造体Ⅰ類、非構造部材 A 類、建築設備甲類での計画とします。

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準より抜粋

構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

○基本方針実現のために備える機能・設備の考え方

1) 耐震性の確保

- ・免震構造の採用 (本庁舎)、耐震構造の採用 (市民交流棟) とします。
- ・災害対策本部などの必要諸室について、耐震天井化や耐震間仕切りなどの補強を実施します。

2) 災害対策本部機能

- ・災害発生時には、災害対策本部を速やかに設置し、関係機関と連携した円滑な災害対策活動や、情報の収集、共有及び発信ができるよう必要な設備・機器類を配置した災害対策室を常設します。

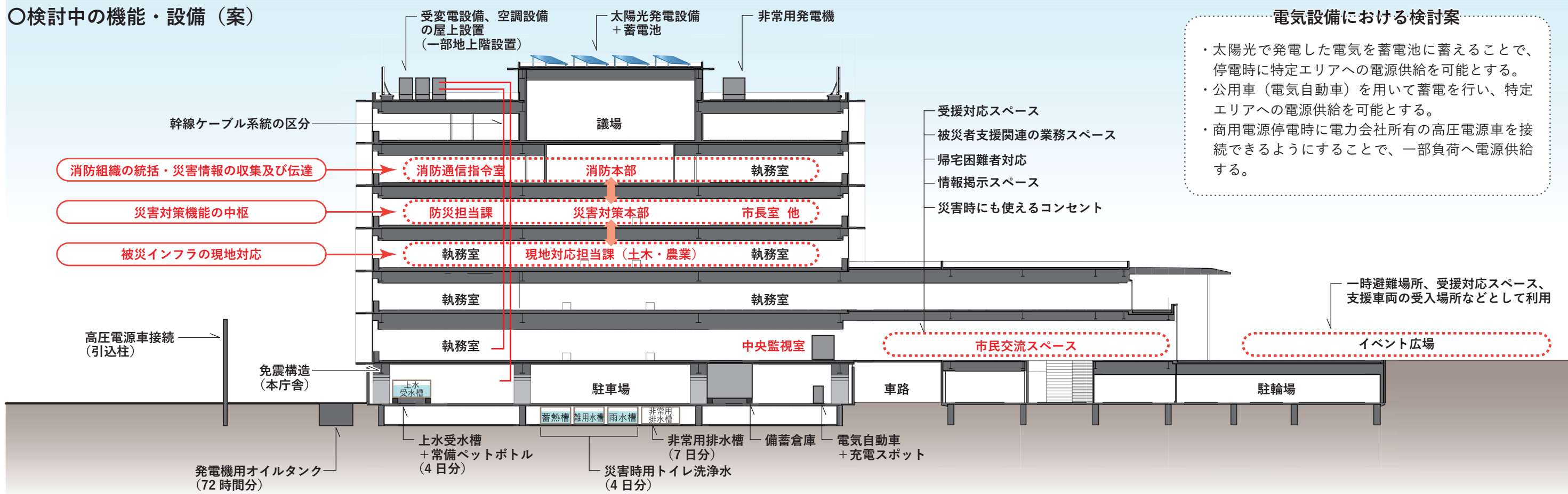
3) 災害時の機能維持

- ・電力の二系統受電、災害に強いとされる中圧ガスの引込みを検討します。
- ・非常用発電機・オイルタンクを設置し、災害時にも必要な機能を自力で 72 時間維持できる計画とします。
- ・災害時 4 日分の飲料水及び雑用水を確保できるよう上水受水槽・常備ペットボトル、雑用水槽等を設置します。
- ・非常用排水槽を設置し、トイレ洗浄等の排水に 7 日間対応します。
- ・災害物資の備蓄倉庫を設けます。
- ・市民交流スペースは、受援対応、罹災証明の発行や災害見舞金の支給受付などの被災者支援に関する業務を行うスペースとするとともに、帰宅困難者を一時的に受け入れるスペースとして開放します。また、イベント広場も一時避難場所、受援対応スペースなどとして利用可能とします。

4) 水害対策

- ・ハザードマップを基に、受変電設備及び空調設備、非常用発電機の屋上階設置 (一部設備機器は地上階設置あり)、非常用排水槽や雑用水槽等、発電機用オイルタンクの地下階設置を行います。
- ・火災報知・放送・中央監視などの主装置を設置する中央監視室を 2 階に設置します。
- ・万が一の事態に備え、低層の 1 階と 2 階以上の階は幹線ケーブル系統を区分することで、執務継続を可能とします。

○検討中の機能・設備 (案)



電気設備における検討案

- ・太陽光で発電した電気を蓄電池に蓄えることで、停電時に特定エリアへの電源供給を可能とする。
- ・公用車 (電気自動車) を用いて蓄電を行い、特定エリアへの電源供給を可能とする。
- ・商用電源停電時に電力会社所有の高圧電源車を接続できるようにすることで、一部負荷へ電源供給する。

一時避難場所、受援対応スペース、支援車両の受入場所などとして利用